

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 熊本県

農業委員会名： 湯前町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和 8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	329
農業経営体数	328

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	295
女性	123
40代以下	10

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	44
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	1
農業参入法人	0
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	490	63	—	—	—	553

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	553 ha	255 ha	46.1 %
課題	担い手の減少に伴い一人当たりが担う面積が増加傾向にあるため、口頭契約の解消、生産性の向上が課題となっている。毎年度地域計画を見直して集落ごとの方向性を確認するとともに、農地中間管理機構を通じた利用権設定やJ更新の際に農地の交換を検討するなど担い手への集積にも取り組んでいく必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 8 年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	36.0 ha	農地面積(C)	553 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	291.0 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	52.6 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	17.5 ha	9.7 ha	7.8 ha
課題	人口減少や高齢化による担い手の減少だけでなく、未相続等も多く遊休農地は年々増加している。遊休農地が鳥獣害のすみかとなり近隣農地への被害を及ぼすことがさらなる遊休農地発生の原因にもなっており、所有者による適正管理が困難な農地をどうしていくかが課題となっている。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	3.5 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.7 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	4.3 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	地域の話し合いにおいて集落としての方向性を定め、残すべき農地と非農地化する農地を明確化する。残すべき農地に対しては所有者への呼びかけ等により適正な管理を求め、山間部にある農地は林地化を検討する。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	3.8 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	— ha	— ha	— ha
課題	関係機関との連携を密にし、町全体で新規就農者を受け入れる体制を整える必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
	10.7 ha	47.4 ha	45.6 ha	34.6 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			3.5 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	8 人
		農地利用最適化推進委員の人数	7 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回		
取組時期	取組項目	強化月間の内容	
9月	③新規参入の促進	・新規就農者へ現状の確認と意見(新規就農者支援事業による就農状況報告の際に現況や課題を聴取し、現地を確認した際にアドバイス等を行う。)	
9月～11月	②遊休農地の解消	・農地パトロールと集約(現地確認により農地の状況を把握し、早期の対応により遊休農地の解消に努める。農業委員会で耕起等を行い、耕作可能な状態にして担い手や新規就農者へ農地を集約する)	
1月～2月	①農地の集積	・農地中間管理機構の周知(町の広報誌・HPにより周知するとともに、委員による見回りの強化により口頭契約の解消を目指す。)	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回		
開催時期	令和8年9月	相談会名	新規就農相談会
参加者数	1人	開催場所	湯前町
相談会の内容	新規就農の相談会の際、農業委員および農地利用最適化推進委員の参加		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)